

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月30日
照会部署名 南関東ブロック本部厚年適用支援グループ
照会担当者 マニュアルインストラクター グループ長 川合 満男
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 今泉

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-000	本部受付番号 No. 2010-1171
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

疑義照会 2010-619【交通費が毎月変動する者の隨時改定について】の回答に係る質問等について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

疑義照会 2010-619【交通費が毎月変動する者の隨時改定について】
厚生年金法第23条

(内容)

平成22年10月18日に回答された疑義照会 2010-619 の本部回答についての疑義照会です。

疑義照会 2010-619 照会内容は、隨時改定の要件である昇給又は降給は、「①前月と比較するのか、それとも②直近の標準報酬月額の基礎となった報酬月額における平均と比較するのか」というものであり、それに対する本部の回答は、一般的に前月とのことです。

お客様（社労士等）に対し説明するときに、「一般的に」という回答では、お客様はご納得されず、その場で法的根拠を求められることも多々あります。

また、厚生年金保険法第23条によると「継続した3月間に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に

比べて、著しく高低を生じた場合において・・・」と明記されており、比較の対象は、条文上、上記②と読み取ることも可能かと思われます。

疑義照会 2010-619 の回答で①の前月とした法的根拠及び厚生年金保険法第23条について上記解釈が誤りである理由をご教示いただきますようお願いいたします。

(本部回答)

隨時改定においては、昭和36年1月26日保発第4号通知「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び隨時改定の取扱いについて」(昭和44年6月13日改正)及び昭和36年1月26日保険発第7号「健康保険法及び厚生年金保険法における定時決定及び随时改定の取扱いについて」(昭和44年6月13日改正)(以下、「36年通知等」という。)にて取扱っているところである。

この36年通知等で、「昇給又は降給」によって・・・二等級以上の差を生じた場合」に隨時改定となるとされている。

ここでいう『昇給又は降給』とは、「固定的賃金の・・・」と規定されているものの、比較の対象については、明記されていません。

しかしながら、同通知において、『昇給月又は降給月』という表現があり、ここで使用する『昇給月又は降給月』は、『昇給又は降給』と同趣旨で使用されていると考えられる。

36年通知等で算定月額の算定に当たっては、「昇給月又は降給月以後継続した三ヶ月間に受けた報酬をその計算の基礎とすること」、「昇給又は降給があった月の翌々月をその著しく高低を生じた月と解し、その翌月より行うこと」とされており、①その解釈に改定時期に関しては、昇給又は降給した報酬の継続した三ヶ月間の実績が確保された月の翌月から改定と解されていること。

仮に、『昇給又は降給』を「前月」との比較ではなく、「その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額における平均」と比較した場合、2010-619の事例で説明すると、9月の交通費と「その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額における平均」=11,000円との比較となり、9月は降級ということになる。

10月以降も交通費が変わらず、9,000円としても、10月の交通費と「その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額における平均」=11,000円との比較になるので、10月も降給があったととらえることも可能であると思われる。

②上記の考え方では、『昇給月又は降給月』以後継続した三ヶ月間に受けた報酬とは、降給月が9月とすれば、9月、10月、11月の平均、降給月が10月とすれば、10月、11月、12月の平均となり、『昇給又は降給』という1つの事

象に対して、起算月は、複数できてしまうとも考えられること。(10月以降も交通費に変更がなくても、11,000円との比較から降級ととらえられるので、起算月が特定できない。)

以上のことから、『昇給又は降給』とは、隨時改定の契機となる要件を述べているにすぎず、「二等級の差があるかどうか」については、「継続した三月間に受けた報酬の総額を三で除した得た額」と「その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額」と比べ、隨時改定に当たるか判断するものであるが、隨時改定の契機となる「昇給又は降給」の比較の対象とは、別であると解釈するほうが運用上妥当である。

よって、「昇給又は降給」とは前月と比較する考えるのが妥当である。

回答日 平成22年12月24日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上